

平成 27 年第 10 回 安芸太田町教育委員会議録

|                |   |                                  |
|----------------|---|----------------------------------|
| 招 集 年 月 日      | 平成 27 年 7 月 2 日 (木)   |                                  |
| 招 集 場 所        | 川・森・文化・交流センター 3 階 エコ学習室   |                                  |
| 開 閉 会 日 時      | 開 会   | 平成 27 年 7 月 2 日 (木) 午前 9 時 38 分  |
|                | 閉 会   | 平成 27 年 7 月 2 日 (木) 午前 11 時 09 分 |
| 出 席 ・ 欠 席 委 員  | 出席委員  | 二見吉康・清胤祐子・河野義文・正山幸夫・池野博文         |
|                | 欠席委員  | なし                               |
| 職務により会議に出席した者  | 次長  | 國本育宏                             |
|                | 生涯学習課長  | 佐々木昭三                            |
|                | 学校教育課長  | 片山豊和                             |
|                | 主幹  | 沖本直樹                             |
|                | 主幹  | 萩原英子                             |
| 会議に付した事件及び採決結果 | なし  |                                  |
| 報告協議事項         | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安芸太田町人事評価制度の試行について</li> <li>2 7・8月行事予定について(生涯学習課)</li> <li>3 文部科学省生徒の英語力向上推進プランについて</li> <li>4 広島県・広島市公立学校教員採用候補者選考試験志願者状況について</li> <li>5 教職員の交通安全及び服務規律の徹底について</li> <li>6 学校の適正配置について</li> <li>7 その他</li> </ol> |                                  |

## 【 議 事 録 】

日程第1、開会  
教育長)

定刻になりましたので、平成27年第10回安芸太田町教育委員会会議を開催いたします。  
(午前9時38分開会)

教育長)

委員の皆様には学校訪問ということで日々お忙しい中時間を割いていただき、また学校で丁寧な懇談でご助言をいただきありがとうございました。先日加計中学校の協調学習の取組が中国新聞に大きく紹介されました。学校にも外部から問い合わせが入っているようですし、遠くから励ましの言葉もいただきました。大変ありがたいことだと思います。これからますます国レベルで新しい教育の方向性が出ますし、広島県でも「学びの変革アクションプラン」が始まりました。その内容はまさに本町で取り組んでいる教育の中身だと考えております。そういう中で多訪問面から関心を持っていただき、うちの職員も町内だけでなく、県外へもアドバイザーとして招聘されているという状況があります。本町における5年間の取組が生かされていると思っております。

本日の会議議題はお手元に配付したとおりですが、報告・協議の中で扱いを確認したほうが良いものがあればご意見をお願いします。

( な し )

それでは私から報告をさせていただきます。資料1ページをお開きください。

( 資料1により6月16日以降の取組を報告する。 )

報告内容について質問がございますか。

( な し )

それでは、報告協議1、人事評価制度の試行について事務局から説明をお願いします。

学校教育課長)

別紙で説明させていただきます。

1ページ、背景と必要性について、平成26年5月14日の地方公務員法の一部改正に基づく人事評価の導入でございます。この法律改正については平成28年4月1日から施行されるものです。

これに伴い安芸太田町としても平成27年の内に試行を行うことにして、5月から全職員を対象に研修を行っているところでございます。県庁ではすでに導入されており、その経験を生かして副町長が主担当となっております。

この評価は基本的には2種類あります。一つは能力評価といいまして、職員が職務を遂行する上で発揮した能力を評価するものです。もう一つは業績評価というもので、業務の内容についての成果成績を評価するものです。基準の公表、自己申告、評価者(上司)の評価をもって、年度の終わりに評価することとなっております。これについては、被評価者へフィードバックと開示を行いますし、相談や苦情があれば受け付けるというスタンスになっております。また今回の試行に当たっては臨時職員・県に出向している職員については実施しないこととしてお

ります。

( 能力評価の方法について資料で説明する。 )

業績評価については、昨年度末策定されました第2期長期総合計画、各課が掲げております事業計画に基づいて単年度の目標をそれぞれの業務に応じて各個人ごとに設定するものとなっております。その目標における達成度を評価するものです。個人が選択した業績の目標値について上司と面談を行いながら、自己申告をしていきます。3月末までに個別の評価を行い、面談により自己評価の内容や達成状況を確認していきます。

( 能力評価の方法について資料で説明する。 )

この評価に当たっては試行の後、平成28年度以降は本施行となりますが、当面は人事面の給与への反映はしないこととしてスタートします。その後、動向を見極めながら本来の趣旨で言えば昇任、昇給、人事異動・配置を含めた判断材料とすべきものとなるかと思いますが、今後この人事評価制度そのものが内外的にどのように評価されるかということもみながら本施行となります。現在は各職員について説明会を行っているところであり、今月最終日には評価者側の研修が行われることになっています。

教育長)

町長部局、教育委員会事務局、議会事務局、それぞれの機関において評価制度を定めるというのが本来ではありますが、職員は役場から出向で来ております。そして、期間がたてばまた役場へ帰られるということが多々ありますので統一した評価制度で試行したほうがよいのではという相談があり、本来教育委員会独自でやらなければならないのですがすべて同じ制度の中で一緒にやっていくということにしております。

自己評価というものは小・中・高等学校の職員は平成15年から学校現場では行っているものです。管理職については、期末手当、定期昇給についても反映されつつあります。先行して学校現場では早くからやっているという状況がありまして、国家公務員を含めた公務員全体の制度改革の中でやっており、これで大体そろったということになります。

また、8ページに「開示」というのがありますが、上司が職員を評価したものを開示して面談を行うこととなっております。そして、一緒に改善策を考えるということです。こっそりと評価を行うというものではありません。ご質問がありますでしょうか。

河野委員)

これは能力を評価していくものですが、すぐには給与へ反映しないということでした。ぜひ能力のある人を伸ばしていくものにしていただきたいと思います。これまでも職員の管理はされていたと思いますが、このような制度ができたのですから、有効に生かされることを願っています。

清胤委員)

昨今、安芸太田町の公務員については新聞報道も多々ありまして、これを機会に襟を正すということは大切と思いますが、保育士の方々や児童生徒を育成する人たちの評価は自己評価が上がれば児童生徒のレベルが上がるという関係性が大切だと思います。自分の点取りに終始しないで、あくまで児童生徒の成長を一番に願って毎日職務にあたってほしいと思います。

教育長)

学校現場では特に手当や昇給に反映するようになってきていますので、「やる気を引き出す」という言い方をしています。頑張っている人は頑張っている人なりにさらにやる気を出していただくというように、ただ評価して終わるのではなく仕事への意欲、工夫につながるようにそして自分の成長につながるようにとこの制度を活用しています。よく指摘されるのは、同じ人ば

かりに目を向けるのではなく、他にも頑張っている次の人を引っ張り上げるように活用してほしいということです。仕事も工夫し、よくやってくれる人は当然なのですが、その人だけでなく、次に頑張ってくれる人を育てるということに活用してほしいといわれています。

河野委員)

評価する人は難しいとは思いますがしっかりとやってもらいたいと思います。その能力を生かす方法はいろいろな形であると思うのでこれから先で上に立つ人は次に続く人を育ててもらいたいという思いがあります。

教育長)

よろしいでしょうか。それでは報告協議2、生涯学習課から7月・8月の行事予定をお願いします。

生涯学習課長)

( 2ページを読み上げる。 )

- ・親子クリーンハイキング(龍頭峡付近)
- ・漁村交流会(山口県上関町)…1泊2日で来てほしいという話があり訪問する。
- ・全国高等学校ライフル射撃競技選手権大会…安芸太田町で10回目の開催。
- ・全日本中学生ライフル射撃競技選手権大会…女子2名を派遣(1名は町内)し、中学生の興味を高め、加計高校の進学につながるように考え、継続していく予定。

河野委員)

小・中学生の練習はどのように進めていますか。

生涯学習課長)

加計高校での指導を受けたり、土・日曜日には筒賀の射撃場で県ライフル協会の指導を受けたりしています。

河野委員)

個人で申し込んで自由に練習できるのですか。クラブで申し込んで練習しているのですか。

生涯学習課長)

クラブとしては現在ありませんので加計高校と連携しながら個人での練習ということになります。

河野委員)

競技人口のすそ野を広げるという取組ですから、できるだけの支援をしてもらいたいと思います。

教育長)

先日、筒賀ライフル射撃場で、鳥取の協会が主催した中学生の中国大会が開催され、この2人も参加していました。本当は町内に小・中学生のライフル射撃クラブが結成され、クラブとして練習できればよいのですがまだできておりません。小学生の全国大会が東京で第3回として開催される予定です。今年度の優勝者・派遣対象者が一定期間続けて練習すれば来年も派遣・引率するという方向で考えています。

次に3文部科学省生徒の英語力向上推進プランについて説明してください。

沖本主幹)

平成 27 年 6 月 5 日に出されたプランですが、今後の方向性ということでお知りおきいただければと思います。

まず背景ですが、文部科学省では平成 25 年 12 月に生徒の英語力向上を目指して「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を公表しています。資料 3 をご覧ください。これはグローバル化に対応した教育環境づくりを進めるため、小学校における英語教育の拡大強化、中・高等学校における英語教育の高度化など、小・中・高等学校を通じた英語教育全体の抜本的充実を図るものです。平成 32 年の東京オリンピック・パラリンピックを見据え、新たな英語教育が本格展開できるように推進していくもので計画自体はすでに始まっているものです。

内容としましては、現在 5 年生から行っている外国語活動を中学年から実施し、高学年では教科化します。中学校・高等学校では発表したり討論したり授業を英語で行ったりすることで英語によるコミュニケーション能力を確実に養うこととしています。また日本人としてのアイデンティティーに関する教育も充実させるとしています。

新たな英語教育を進めるための体制整備としましては、小学校に英語教育推進リーダーを加配措置し、養成研修を進めることとなっています。中・高等学校における体制整備では、教員の研修とともに外部検定試験を英語教員に受けさせ、教員の英語力を確保すること、外部人材の活用として、ALT の他にも地域で英語を話せる日本人の方の活用が挙げられています。また教材整備として 15～20 分といった短い時間のモジュール指導用の ICT を使った指導教材の研究開発も求められているところです。

今回のプランでは達成目標について、中学校卒業段階で英検 3 級程度以上の英語力を持つ生徒を平成 29 年度までに 50%、平成 36 年には 70% まで引き上げていくこととしています。また高等学校卒業段階で英検準 2 級程度以上の生徒を同じく平成 29 年度までに 50%、平成 36 年までに 70% に引き上げることにしています。この目標設定については、都道府県ごとに設定・公表を要請するとされています。平成 26 年度の調査では中学校卒業段階で約 35%、高等学校卒業段階で約 32% というのが現状でございます。

この他に国が行う中学 3 年生の英語力調査としまして、読む、書く、聞く、話すという 4 技能について平成 31 年度に全国的な学力調査を実施する予定です。また次期学習指導要領の改訂を見据えた取組としまして、この 4 技能が身につく授業にしていこうとすることを重視して進めていくということにしております。

このプランの中に C E F R というものが出てきますが、一つの国際的な英語力の段階を表すもので、英検 3 級から 5 級はこの区分では A 1 にあたり、英検準 2 級は A 2 にあたります。この段階の力をそれぞれ 70% の生徒に身に付けさせることを目標としています。グローバル社会の中で英語を仕事でつかえるレベルということになると B 1 から B 2 の段階となります。英語力の検査についてはさまざまな検査がありますので、大学等に進めば英検以外の検査も受けることになると思いますが、まずは中・高等学校においては英検を目安にしていこうということです。ただし、英検を受検するには費用がかかることですので、英検を受検していない生徒も多くいます。そこで同等の英語力を有する生徒については取得程度として含めることにしております。

教育長)

先日校長会で聞いてみましたら、加計中・戸河内中では 3 年生が 20 名ぐらいいますけれどもそれぞれ 3 名ぐら이가英検 3 級を合格しているということでした。割合で言いますと 15% ぐらいですが、あくまでも自己負担の希望者のみが受験した数値ですので、潜在的に同程度の英語力を持っている者がいることは想定できますけれども今持っているデータはこのぐらいしかありません。何かご質問がございますでしょうか。



沖本主幹)  
そうです。

教育長)

他にありますか。ないようですので、5教職員の交通安全及び服務規律の徹底について説明をお願いします。

沖本主幹)

6ページをご覧ください。安芸太田町内の教職員が昨年10月に起こしました交通事故の処分が決定されました。処分内容は減給10分の1で1月ということです。現在当該養護教諭は休職中でございます。

教育長)

では、6学校の適正配置について事務局から説明をお願いします。

教育次長)

6月12日に定例議会で補正予算を一旦取り下げさせていただき、追加議案ということで筒賀小学校の校舎と筒賀中学校の校舎及び体育館の改修を再提出し予算特別委員会で継続審査ということになっております。7月10日に特別委員会のほうで現地調査をされる予定です。

14日には修道小学校区の保・小・中学校の保護者の方と統合協議をさせていただきました。個別協議ということでスクールバス、放課後対策、プール使用等について協議しました。バスの運行会社との関係がありますので、今後事務局とバス会社とで協議させていただき、後日また協議の場を持たせていただきます。それに伴う放課後対策もスクールバスの運行計画と関係しますので再度協議させていただきます。プールにつきましてはPTAの意向としては保育所もあり、統合後も社会体育プールとして残してほしいということで協議しています。

16日には教育委員の皆さんに出席していただき町長との協議を行いました。筒賀小・中学校関係の補正予算の取組について町長から説明をさせていただきました。

18日には筒賀地区説明会ということで筒賀地区の自治会長、保・小・中の保護者の方にお集まりいただきまして補正予算についての説明をさせていただきました。今後工事の概要説明を含めて話し合いを持つこととしています。

19日ですが議案第67号の審査特別委員会がございました。基本方針成立後における開示以降の住民団体等からの要望や陳情等の資料提出、幼小中の合意協定状況についての資料、補正予算の具体の詳細額を示した資料を用意させていただき、説明をさせていただきました。

23日には修道地区の振興会の正副会長と統合協議を行いました。内容は、修道地区の保護者との協議の報告をさせていただくことと、跡地活用の方向性を示すために地元と教育委員会だけでなく総務課、地域づくり課を含めた話し合いをしたほうがよいということでした。7月11日にこの話し合いを持つことになっています。

26日に津浪の保育所・小学校・中学校の保護者と統合協議を行いました。修道地区と同様に個別課題、スクールバス、放課後対策、プール使用等について協議を持たせていただいたのですが、PTA運営委員会と合同開催のため時間がなく一方的な説明となりましたので後日ゆっくりと会を持つこととしています。

29日には殿賀小学校統合対策委員会の役員さんとの協議を行いました。これにつきましては3月30日に対策委員会から教育委員会に報告書が出されて、平成28年3月で殿賀小学校は閉校とし、東小学校と統合するという内容でした。統合準備委員会の関係がございましたので、早く方向性を出したいということで協議をさせていただきました。対策委員会として町の方針は理解しているので、学区の運営について協議をしてもらいたいということでした。引き続き

町の検討委員会で弾力化を含めて意見交換をしていきたいと説明しています。また、加計小学校の準備委員会を進めていかなければならないという中で、今月中には準備委員会を結成したいと考えております。

教育長)

前回の教育委員会会議以降、6月議会の状況等報告していただきましたが、ご質問等いかがでしょうか。

河野委員)

特別委員会も7月10日に現地を見ることとなっているのでしっかり見ていただきたい。基本計画に沿って進んでいる部分もありますが、まだまだご理解いただいていない部分があり、積極的に視察等していただいて方向付けを判断していただきたい。

殿賀の件ですが、通学区域の弾力的運用について以前も聞いたことがあります、地域では大丈夫だろうということで話が進んでいたのではないかと思います。話が進んでくるにつれて検討してほしいということになったと聞いております。加計小学校は工事が進んでおりますので、準備委員会等も進めていかないと時間的にも厳しいと思っております。

弾力化のほうもある程度の基準など出てくると思うので、今後この会でも早く話をして決めることが必要なのではないかと思います。全体の進捗状況によって不利を受けることがあってもいけないですし、大人が判断することはしっかりしなければいけないのですが、ただ子供の意見も聞いてやらなければいけない、考えてやらないといけないという中で子供の不安を少なくすることを考えないといけないと思います。

教育長)

現行の通学区域の弾力化について、どういうルールなのか事務局から説明をお願いします。

教育次長)

現行制度では小学校で言えば新1年生、新5年生、中学の新1年生の進級の時に学区を越えた学校を選択することができます。通学費については保護者負担となっています。

教育長)

通学区域を決めても、町内どこの学校でも入学のときに誰もが学校を選ぶことができるという制度ですね。

教育次長)

殿賀の委員長さんとの話の中で、現行制度を拡大してほしいということで全学年に拡大することなどを踏まえて検討していきたい。通学費の支援についてもある程度の配慮してほしいというご意見がありますので検討委員会の中で協議してまいりたいと思います。

教育長)

これまでも説明を受けたことや資料提示があったと思うのですが、現行制度における活用状況や選択理由を次回以降に資料を準備してもらいたいと思います。殿賀のほうから出てきている意見として一定期間を設けて全町的に全学年を対象とすることが可能かどうか、メリット、デメリットを含めて資料を事務局で準備していただくということはいかがでしょうか。

河野委員)

区域外就学という制度があると思うのですが、これについてはどうですか。弾力化のほうは人数制限があるのですか。

教育次長)

通学区域の弾力化では、受け入れるほうが小学校で3名まで、中学校で5名までとなっています。これは保護者からの理由はなくてもよくて、移る学校の魅力も感じてもらってそちらの学校に通わせたいという希望があれば学区外の学校に通学することが可能です。ただ3～5人の枠以上の希望があれば抽選で選ばせていただくことになります。

一方、区域外就学については、いじめであるとか、保護者の方の仕事の関係上どうしても通学困難であるとか、理由を書いて申請をしていただいて教育委員会で判断した上で承認することとなります。

河野委員)

小学校の場合は将来この3～5という上限では難しい学校も出てくるのではないかと思います。要望として出ている意見を踏まえて慎重に形を考えないといけないのではないかと思います。

教育長)

弾力化の実施要綱には現在は小学校3名、中学校5名と書かれているが、受け入れる学校の施設状況に応じて上限を決めることになっています。受け入れることによってその学校の教育環境に影響が出る場合は、教育委員会が人数を定めることとしているので、これは教育委員会として人数を変えることができます。これまではクラブ活動で選ばれてきた例が多いと感じています。あの学校のあの部へ入りたいということです。

もう一つの制度は区域外就学という制度で、例えばいじめによって友人関係が辛いという人間関係での理由、学区域の境が線を引かれますから、別の学校のほうが近いという地理的条件による理由、保護者が別の学校の近くで夕方まで勤務していて、仕事をしている店舗で待たせれば安心という理由で本来行くべきでない違う学校に行っているというケースがあります。あくまでも弾力化は希望によるもので理由を求めないものです。

河野委員)

縛りというか決まりごとがあると思うので、検討して私たちの納得のできるもので次の回答をしていかないといけないと思います。

教育長)

そういう課題が提起されたということで、資料がもし準備できるようであればできた段階で協議させていただきたいと思います。

それでは、次に学校訪問をして感じられたことがあればご紹介させていただきたいと思います。

河野委員)

青少年育成の総会があり、以前は高等学校が乱れている。低年齢化で中学校が乱れている。最近では小学校で乱れてきているという話を聞きました。これは都市部のことだと思っていましたが、あなたの町の近くのことですよということでした。授業にならないという学校もあるということで、このあたりのことを意識しながら訪問しました。私が見る限りでは落ち着いて学習していて、授業ができないという心配するような状況はありませんでした。しかし、いつ難しい状況になるかもしれません。子供たちにも先生方にも頑張ってもらいたいと思っています。

池野委員)

学校施設のほうも授業のほうもきちんとされていて安心しました。いろいろな状況の中で1

クラスの児童の人数が多いのも大変だと思いますが、学年で一人というのもどうなのだろうかと思いました。子供が学習する上でも厳しいのではないかと思います。

正山委員)

落ち着いて学習しているのですが、児童数が少ないので学校の体制がさみしく、空き教室が多いのもったいないと感じました。

清胤委員)

環境に比べて児童生徒数が少ないことが目立つようになってきました。今は落ち着いて協調学習の成果も出て素晴らしいのですが、地域はつながっているのでいつ困るような状況になるかもわかりませんので頑張ってもらいたいです。

先日、地経連の総会の時のご意見の中で今頃はシンナーではなくプロパンガスなど吸う事案があると聞いて驚きました。学校の管理の中できちんとしておかないといけないと思います。家庭科室にもあるのですか。

萩原主幹)

理科室に実験用としてあります。鍵のかかるところに保管しています。

教育長)

セメダインやボンドなどの溶剤には危険なものがあります。よほど注意しなければいけないと思います。

協調学習の新聞記事ですが、大きく取り上げていただいて、授業の進め方もカラー刷りで紹介していただきました。正直言って生徒にこういう授業を本当に有効的にやろうと思えば3人ずつのグループで、それが最低3グループということになると9人以上必要です。小学校でも中学校でも10人程度の人数がいればこういう協調学習という集団による学習が可能なのです。小さな小学校では複式の学級で一生懸命やっていたのですが、クラスに同じ学年が一人や二人になるとこういう授業はできません。こういう学び合う授業そのものが非常に苦勞される。

これはきわめて有効な教授法であり、手段だと思っています。ぜひともこれを少しでも味わってもらいたいということでK授業やT授業を行っていますが、年3回や4回ではどうにも足りない状況です。OECDなどが言っている世界の中で求められるグローバルな能力を育てようと思うと一定程度の集団の中で学ばせるということをやらないと難しいというのが統合に関わっての私たちの根本的なスタートですから町民の皆さんに丁寧に説明していきたいと思っています。

次回の会議日程の調整をお願いします。

( 日程を協議する。 )

教育長)

では、次回は8月7日 午前9時30分開会を第1候補として予定します。また、教科書採択に向けての教育委員会議を8月24日 午前9時開会を予定します。

本日の平成27年第10回教育委員会会議は、以上をもって閉会します。

(午前11時09分 閉会)